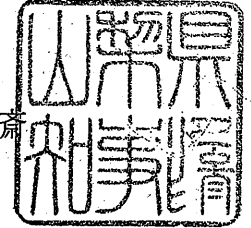




税 第 2 0 0 5 号
平成29年12月15日

山梨県個人情報保護審議会長 殿

山梨県知事 後 藤 齋



特定個人情報保護評価に係る全項目評価書について（諮問）

このことについて、知事が実施する特定個人情報保護評価実施要綱第6条第1項並びに第10条第1項及び第2項の規定により、貴審議会に諮問し、意見を求めます。

1 諮問事項

特定個人情報保護評価に係る全項目評価書について
（評価書名「地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務（全項目評価書）」）

2 理由

地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務については、特定個人情報ファイルを保有することから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき平成27年度に特定個人情報保護評価を実施しました。

特定個人情報保護評価については、番号法第28条第1項及び第2項並びに特定個人情報保護評価に関する規則第7条各項の規定により、特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、評価の再実施を行うこととされているところであります。

当該事務については、新税務システムの整備に当たり、システムの全面的な入れ替えを行う予定（平成31年10月稼働予定）であるとともに、当該事務の一部の取扱いに変更を予定しており、これらにより特定個人情報ファイルに重要な変更を加えることとなることから、そのプログラミング等を実施する前までに評価の再実施を行う必要があるため、貴審議会の意見を求めるものです。

添付資料

- ・地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）